

## 条 例 案 の 概 要

議案第57号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う所要の改正

- (1) 個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、手数料を徴収する事務から当該通知カードの再交付に関する規定を削除
- (2) 個人番号カードの再交付に関し引用している省令の題名の改正及び項の整理

(別表関係)

### 2 施行期日

公布の日

議案第58号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

国民健康保険税の減免申請書等の提出期限の特例に関する規定の整備  
国民健康保険税の減免申請書等の提出期限は、納期限であるが、新型コロナウイルス感染症の影響など災害その他やむを得ない事情により、提出期限までに減免申請書等を提出することが困難であると市長が認めた場合は、納期限後においても減免の申請を市長が定める日までできるようにする規定を追加

(第23条関係)

### 2 施行期日等

公布の日（令和2年2月1日から適用）

議案第59号 幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

介護保険料の減免申請書等の提出期限の特例に関する規定の整備

介護保険料の減免申請書等の提出期限は、普通徴収にあつては納期限、特別徴収にあつては特別徴収対象年金給付の支払日であるが、新型コロナウイルス感染症の影響など災害その他やむを得ない事情により、提出期限までに減免申請書等を提出することが困難であると市長が認めた場合は、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日後においても減免の申請を市長が定める日までできるようにする規定を追加

(第9条関係)

2 施行期日等

公布の日（令和2年2月1日から適用）

議案第60号 幸手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の一部改正に伴う所要の改正

指定居宅介護支援事業所における管理者の要件及び適用の猶予に関する規定の整備

(1) 管理者の要件

令和3年4月1日以後、指定居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員でなければならないとしていたが、主任介護支援専門員の急な退職、転居等不測の事態により、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができるようにする規定を追加

(第6条関係)

(2) 管理者の要件の適用の猶予

管理者に係る経過措置により、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない介護支援専門員が管理者である指定居宅介護支援事

業所については、令和3年4月1日以後も引き続き当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする管理者の要件の適用を令和9年3月31日まで猶予

(附則第4項及び第5項関係)

## 2 施行期日

- (1) 上記1内容(1)管理者の要件に関する規定 令和3年4月1日
- (2) 上記1内容(2)管理者の要件の適用の猶予に関する規定 公布の日